

第37図 畠傍山東北陵 調査箇所位置図(1/6000)および平面図・断面図(1/80)

また、施工する境界沿いには土堤が設けられている。工区の全長が長大なため、土層を観察した後、各工区2～3ヶ所、計7ヶ所を選定し記録した(第37図)。各調査箇所の土層はおおむね同様の状況を示す。すなわち、掘削地の上部は土堤の厚い盛土(I)が確認され、その下に水田か畑の耕土や盛土(II)が認められる。本工事に伴う掘削は、耕作地を形成していたと考えられるII層の中で収まり、掘り込みも確認されたが、いずれも水田や畑に伴うものである。また、畠傍山の斜面にかかる第3工区No.3地点については、ごく薄い表土の直下から地山(III)が検出された。本工事の掘削はII・III層内に収まり、遺構・遺物は検出されなかった。

以上の結果を踏まえ、工事は予定通り実施した。(清喜裕二)

### 仲哀天皇 恵我長野西陵汚水柵取設箇所の調査

仲哀天皇恵我長野西陵は、羽曳野丘陵の北東に位置する全長240mを超す前方後円墳である。周囲には幅広い盾形の濠が巡っている。本陵では周辺を含め、当庁や藤井寺市教育委員会等によって数回の発掘調査が行われ、築造時の状況が徐々に判明しつつある。主な成果を列挙してみることとする。

昭和48年の当庁による集水柵設置の際には、外堤の前方部西側(第38図A)の地表面下約0.8m(標高36.22m)のところから径40cmほどの埴輪円筒の基底部が出土している(本誌第26号参照)。施工にあたっては柵の位置をずらし、埴輪はそのまま保存した。

昭和50年の外構柵設置に伴う事前調査では、後円部背後の現外堤の外法裾付近に埴輪が列立さ

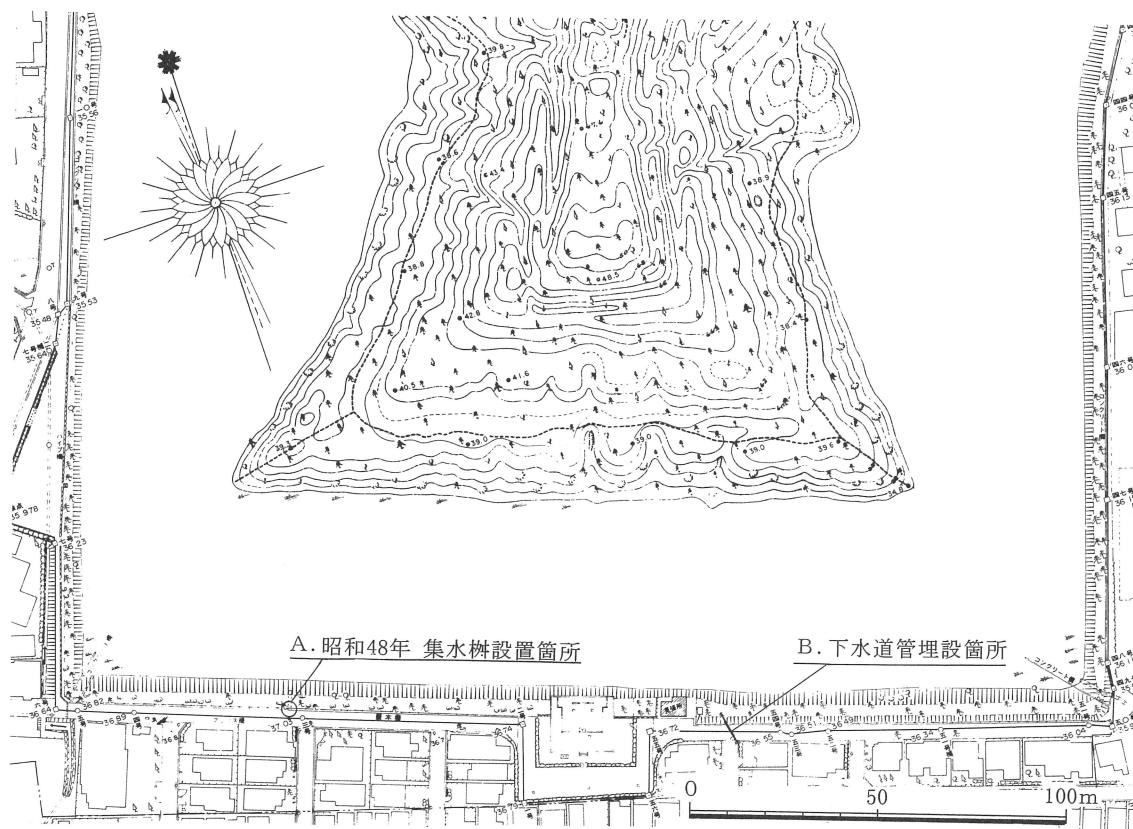
れているのが確認できた。現堤の高さは2m以上にも及んでいるが、その大部分が後世の盛土であることが判明した。埴輪が据えられたレベルは多少前後するものの、標高33.80m前後と報告されている（本誌第28号参照）。つまり、築造当初の外堤は前方部側と後円部側では約2.4mの比高があることとなる。

次いで昭和58年には、後円部西側裾部分が大雨により地滑りしたため、その現状の調査と応急保護工事を行った（本誌第36号参照）。その結果、現在の汀線から約7m奥部に、基底部をほぼ標高39.4mに据えた円筒埴輪列が確認された。第二段のテラスに巡らされた埴輪列の一部と考えられる。

昭和61年には後円部北東外堤が藤井寺市教育委員会によって、調査されている。その結果、外堤には二列に埴輪が列立され、その幅も約12mと推測されるに至った。

翌62年には同じく藤井寺市教育委員会により、くびれ部の東側外堤が調査され、外堤の外法肩部と思われる落ち込みが検出されている。この時には墳丘主軸に直交する幅7m以上、深さ4m以上にも及ぶ東西方向の大溝が確認された検出されている。周濠開削に伴う湧水を段丘崖に排水する施設と考えられている。

その後、平成8年には墳丘裾部分の護岸工事等に先立つ調査が、当庁により実施された。本陵はおそらく中世に城郭として利用され、大規模に改変されていることがあらためて明らかとなつた。後円部は墳丘裾が大きく削りとられるとともに、前方部正面は逆に「布団かぶり」の状態にあることが知られた。埴輪列などは検出されなかつたが、昭和50年の外堤における埴輪列のレベルを参考とすると、少なくとも後円部最下段の埴輪列はすでに失われていると考えられた。



第38図 恵我長野西陵調査箇所の位置図 (1/2000)

このように、本陵では墳丘や外堤、さらにはその周辺の調査の事例が増加しつつあり、徐々にではあるが、築造時の状況も明らかにされつつあると言えよう。

さて、仲哀天皇陵の前方部正面外堤東側に位置する藤井寺部事務所の汚水を今後、下水道本管に排出できるように、羽曳野市下水道課による下水道管埋設工事が行われることになった。施工箇所は陵前外堤の東側にあたり（第38図B）、1mほどの掘削が計画された。先述のように、本外堤上では埴輪列が確認されていることもあって、掘削時には立会調査を実施するなど慎重を期していたところであった。

今回の掘削は外堤内にとどまったが、現在の外堤は小土堤状となっている部分と参道からなっており、参道の中央部付近に宮内庁と藤井寺市の境界線が走っている。そのため、掘削に際しては藤井寺市教育委員会文化財保存課の上田睦技師の立会があった。掘削は小土堤部に接合部分を設け、参道を斜行し、既設の排水溝に接続するもので、平成11年10月12日にその立会調査を行った。

小土堤部では最大深度約1.4m、参道部では平均で約1mを掘削したが、表土下は参道部分も併せ、盛土と思われた。

この盛土中から、埴輪片7点（小土堤部2点、参道部5点）が出土した。

出土した埴輪はいずれも橙褐色を呈する小破片で、摩耗が著しく、調整手法の判明するものは皆無である。参道部出土の1点は朝顔形埴輪の肩部と思われるが、そのほかは器形の判断も困難な小片である。（福尾正彦）

